

# 第 53 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## ■事業報告

会社の新株予約権等に関する事項 ······	1
業務の適正を確保するための体制および	
当該体制の運用状況の概要 ······	1
株式会社の支配に関する基本方針 ······	6

## ■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 ······	7
連結注記表 ······	8

## ■計算書類

株主資本等変動計算書 ······	14
個別注記表 ······	15

上記事項につきましては、法令および当社定款第 15 条の規定にもとづき、  
インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.snk.co.jp/>) に掲載  
することにより、株主の皆様に提供しております。

新日本空調株式会社

## ■事業報告

### 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

名称	新日本空調株式会社 2016 年度新株予約権	新日本空調株式会社 2017 年度新株予約権	新日本空調株式会社 2018 年度新株予約権
発行決議日	2016 年 8 月 4 日	2017 年 6 月 23 日	2018 年 6 月 22 日
区分	取締役 (監査等委員および 社外取締役を除く)	取締役 (監査等委員および 社外取締役を除く)	取締役 (監査等委員および 社外取締役を除く)
保有者数	4 名	4 名	5 名
新株予約権の数	144 個	106 個	105 個
新株予約権の目的 である株式の種類 および数	普通株式 14,400 株	普通株式 10,600 株	普通株式 10,500 株
新株予約権の 払込金額	新株予約権 1 個当たり 96,000 円 (1 株当たり 960 円)	新株予約権 1 個当たり 142,900 円 (1 株当たり 1,429 円)	新株予約権 1 個当たり 147,800 円 (1 株当たり 1,478 円)
新株予約権の行使 に際して出資される 財産の価額	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円
新株予約権の 権利行使期間	2016 年 8 月 23 日～ 2046 年 8 月 22 日	2017 年 7 月 11 日～ 2047 年 7 月 10 日	2018 年 7 月 10 日～ 2048 年 7 月 9 日

(注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

2. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間内において、当社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の基本方針を次のとおり定めております。

##### 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、社会規範、倫理などの厳守（コンプライアンス）を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として当社グループの会社の方針を制定し、役職員に順守を求める。
- ② 役職員に対し、コンプライアンスの徹底を図ることを目的として、コンプライアンス規程を定め、その目的を遂行するための機関として、コンプライアンス統括

責任者としてCCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命し、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を協議し、コンプライアンス違反や関係する相談内容の調査の総括および報告を行う。

また、独占禁止法違反の未然防止を図るため、社長が任命した者を委員長とした受注プロセス監視委員会をコンプライアンス委員会の下部組織として設置する。

受注プロセス監視委員会は、入札案件について、入札前の段階において不適切な営業活動の有無をチェック、監視するとともに、同業他社等との接触状況について確認し、コンプライアンス委員会に報告を行う。

- ③ コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、社内と社外有識者による社外に、それぞれ専用の相談窓口（ヘルpline）を開設し、コンプライアンス違反の未然防止に努める。なお、相談者の希望により匿名性を保障するとともに、相談者に不利益にならないことを確保する。

また、独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした独占禁止法相談窓口を設置し、日々の営業上の疑問点について相談することにより、独占禁止法違反の未然防止に努める。

- ④ 役職員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施するとともに、基本は職場におけるコンプライアンスの実践にあるという方針から、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、コンプライアンスの徹底を図る。

- ⑤ コンプライアンスの違反者に対しては、社内規程にもとづき厳正に対処する。

- ⑥ 取締役および職員の業務執行における法令、社内規程等の順守状況についての内部監査を定期的に実施する。

## 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、業務文書管理規程に定める「業務文書の管理ならびに保存期間」に従って以下に列挙する取締役の職務の執行に係わる重要情報を文書または電磁的記録により関連資料とともに保存、管理する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 経営会議議事録
- d その他会社規則に定める委員会議事録
- e 稟議書
- f 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
- g 官公庁その他公的機関、東京証券取引所に提出した書類の写し
- h その他業務文書管理規程に定める書類

## 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程を定め、当社グループの経営に影響を及ぼすリスクの防止および会社の損失の最小化を図る。役職員に対して、当該規程に定めるリスクの発生または顕在化による損害を想定し、必要な措置を事前に講ずるとともに、リスク発生時の迅速な報告を求ることにより、リスク管理体制を構築する。
- ② リスク管理規程にもとづき、社長を委員長に、社外有識者を含めたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避、低減および管理の強化を図る。
- ③ 緊急事態発生時においては、危機管理規程にもとづき、損害、損失等を抑制する

ための具体策を迅速に決定、実行する組織として、社長または社長が任命する者を本部長とする緊急対策本部を設置し、適切に対応する。

- ④ 内部監査部は、各部門のリスク管理の状況を定期的に監査する。

#### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会：取締役については、実質的な討議を可能とする人数にとどめるとともに、取締役会は、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
- ② 執行役員制：取締役の職務の執行がより効率的に行われるべく、業務の執行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会で選任され、取締役会が定めた責務を執行する。
- ③ 経営会議：経営会議を設置し、当社経営に係わる重要な業務執行の方針、業務案件を審議し、適正化を図る。
- ④ 稟議制度：重要な業務執行案件については、稟議により決裁する制度を構築する。

#### 5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程等を通じ、次のとおり関係会社に対し適切な管理を行う。

- a 関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・推進する。
- b 当社グループの会社の方針にもとづき、関係会社各社において方針を策定し、業務を適正に行うための行動の指針とする。
- c 関係会社の経営者が適切な水準の社内規程を整備、運用するよう求める。
- d 関係会社の重要事項についての報告を求め、また役員の選任、剰余金の処分などの決議事項について、出資者として適切な意思表示を行う。
- e 関係会社についても、当社に準じたヘルプラインを開設するとともに、コンプライアンス研修会を定期的に実施し、コンプライアンスの徹底を図る。
- f 関係会社に対し、当社内部監査部により定期的に内部監査を実施し、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努める。
- g 関係会社の内部統制やコンプライアンスの一層の整備と改善に、当社の内部統制部門が関与し、重要な問題点については、適切な是正措置の実施を求める。

#### 6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査等委員会の職務執行を補助する組織として監査等委員会室を設置し、監査等委員会室の人事については、監査等委員会が求めた適正な人数を確保するよう監査等委員会と協議するものとする。
- ② 監査職務に必要な指示を受けた監査等委員会室の職員は、監査等委員会ならびに監査等委員の指示に従うとともに、守秘義務を負う。

#### 7) 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他社内で規定している重要な会議または委員会に出席する。
- ② 監査等委員会には稟議書その他重要な書類が回付され、または要請があれば速やかに関係書類、資料等が提出される。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は上記のほか、当社および関係会社に関する次に定める事項を監査等委員である取締役に対して報告する。
  - a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - b 内部監査状況
  - c リスク管理に関する状況
  - d 重大な法令・定款違反
  - e ヘルプラインの相談状況
  - f その他コンプライアンス上重要な事項
- ④ 監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く）および職員に対して報告を求めることができる。
- ⑤ 上記を含め、監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益にならないことを確保する。

#### 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、社長、取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ② 監査等委員会が必要と認めたときは、特定の事項について内部監査部に監査の指示を行うことができる。また、監査等委員会は、管理本部その他各部門に対しても随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
- ③ 監査等委員の職務の執行にかかる諸費用については、あらかじめ予算を会社に提示し、請求できる。

#### 9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社グループは、反社会的勢力や団体との関係遮断を断固たる決意で臨む。その旨当社グループの会社の方針に定め、役職員に対する教育・啓発活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内の関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取ることにより、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の運用状況の概要は次のとおりであります。

##### 1) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスの徹底を当社グループの会社の方針に定め、役職員に周知し、順守を求めております。また、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会および受注プロセス監視委員会を開催し、コンプライアンスに関する事項の審議、報告を行っております。

なお、コンプライアンス推進へ向け各施策を実施し、不正防止に努めております。当事業年度は当社グループの職員および契約社員を対象とした研修を実施し、また、コンプライアンスを啓発する各種通知を適宜発信し、コンプライアンスの推進に努めました。

## 2) 取締役の職務の執行体制

取締役会は、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議、意思決定するとともに、社外取締役を含めた構成とし、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。また、執行役員制の採用、経営会議の開催ならびに稟議制度の運用により適正化、効率化を図っております。

## 3) リスク管理体制

当社は、当社グループの経営に影響を及ぼす様々なリスクに対処するため、リスク管理規程を定め、役職員に対してはリスクの発生または顕在化による損害を想定し、必要な措置を事前に講ずるとともにリスク発生時には迅速な報告を求めました。また、リスク管理委員会において、リスクの回避、低減および管理の強化を図っております。

なお、緊急事態発生時においては、危機管理規程にもとづき、緊急の対策本部を設置し、適切に対応しております。

## 4) 関係会社管理体制

当社は、関係会社管理規程にもとづき、定期的に経営状況を把握し、関係会社へ重要事項について報告を求めました。また、各社における社内規程の整備やヘルプラインの運用を求める、コンプライアンスの推進を図っております。

## 5) 監査等委員会の監査体制

監査等委員は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席するほか、重要な決議書類の閲覧を行い、重要な事項の発生については随時報告を受けております。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）および会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催し、必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く）および職員等に対して報告を求める、監査の実効性を高めております。

## 6) 内部監査体制

内部監査部は、当社グループの内部監査を実施し、コンプライアンス、リスク管理の状況を監査し、課題や問題の把握に努めています。また、監査結果については、監査等委員会に随時報告を行っております。

## 7) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断の決意について当社グループの会社の方針に定め、役職員へ周知を行っております。また、取引先との契約に際して反社会的勢力排除に関する条項を記載するほか、警察等の外部専門機関との協力体制を構築しております。

## 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を次のとおり定めております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、大量買付行為に関する提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ず、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがいまして、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社は、当社株式に対してこのような大量買付行為が行われた際には、大量買付行為の是非を株主の皆様に適切に判断していただくために必要な情報収集と適時開示に努めるとともに、法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	5,158	6,906	30,508	△1,623	40,949
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,629		△1,629
親会社株主に帰属する当期純利益			5,403		5,403
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分 (新株予約権の行使)		△8		43	34
譲渡制限付株式報酬		15		52	68
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	6	3,774	95	3,876
2022年3月31日残高	5,158	6,913	34,282	△1,528	44,826

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日残高	9,535	69	9,605	149	50,704
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,629
親会社株主に帰属する当期純利益					5,403
自己株式の取得					△1
自己株式の処分 (新株予約権の行使)					34
譲渡制限付株式報酬					68
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,058	324	△733	△34	△767
連結会計年度中の変動額合計	△1,058	324	△733	△34	3,108
2022年3月31日残高	8,477	394	8,871	114	53,813

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称  
連結子会社数 8 社  
連結子会社の名称  
新日空サービス株式会社  
日宝工業株式会社  
新日空（中国）建設有限公司  
SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED  
SNK (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.  
新日空工貿（上海）有限公司  
新日空建築労務（上海）有限公司  
福建新日空投資諮詢有限公司

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用、持分法非適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、新日空（中国）建設有限公司、SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED、SNK (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.、新日空工貿（上海）有限公司、新日空建築労務（上海）有限公司及び、福建新日空投資諮詢有限公司の決算日は 12 月 31 日であります。

連結計算書類作成に当たっては同決算日現在の決算書を使用しております。ただし、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

新日空サービス株式会社及び日宝工業株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

###### ②棚卸資産

###### 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

###### その他の棚卸資産

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しており

ます。

在外連結子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物	3年～50年
--------	--------

機械・運搬具・工具器具備品	2年～20年
---------------	--------

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
--------------	----

ソフトウェア（販売用）	3年
-------------	----

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保、アフターサービス等の費用に充てるため、過去の実績等を勘案して見積った額を計上しております。

④工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失を見積った額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2.会計方針の変更に関する注記

### 1.収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下

「収益認識会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、進捗度に応じて収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。  
なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

## 3. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	55,948 百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	54,853 百万円
契約資産（期首残高）	10,774 百万円
契約資産（期末残高）	17,337 百万円
契約負債（期首残高）	2,614 百万円
契約負債（期末残高）	2,486 百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

	当連結会計年度
1年以内	52,720百万円
1年超2年以内	15,157百万円
2年超	10,006百万円
合計	77,883百万円

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたる履行義務の充足による完成工事高 86,854百万円  
工事損失引当金 555百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

上記に記載した金額は、「1.4.会計方針に関する事項」(3)(4)及び(4)に記載した方法で算出しております。一定の期間にわたる履行義務の充足による完成工事高や工事損失引当金の計上は、工事契約ごとの総支出額である工事原価総額の見積りに大きく依存しており、その見積りは過去の実績に基づき、資材や外注費等の市況や各案件の施工条件を考慮し算定しております。

予期し得ない設計・仕様変更、工事進捗の遅延、市況変動等により、工事原価総額が大幅に増減した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高や工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表関係

担保に供している資産	現金預金（定期預金）	27百万円
------------	------------	-------

6. 連結損益計算書関係

完成工事高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、106,718百万円であります。

7. 連結株主資本等変動計算書関係

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	24,282,225株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,162	50.00	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	466	20.00	2021年9月30日	2021年12月3日
計		1,629			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

①配当金の原資	利益剰余金
②配当金の総額	1,282百万円
③1株当たり配当額	55円00銭
④基準日	2022年3月31日
⑤効力発生日	2022年6月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 89,900株

## 8. 金融商品

### 1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、余裕資金を効率的に活用し、安全かつ確実に運用収益を確保することを目的としております。資金調達については、資金繰り状況を考慮しながら必要な運転資金（主に銀行借入）の調達を行っております。デリバティブ取引は、為替の変動リスク、金利の変動リスク、価格の変動リスクを回避するために利用するもので、投機的な取引は行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額895百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権、支払手形・工事未払金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券	20,383	20,383	—
資産計	20,383	20,383	—
長期借入金（1年内返済予定含む）	200	199	△0
負債計	200	199	△0

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20,383	—	—	20,383
資産計	20,383	—	—	20,383

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	199	—	199
負債計	—	199	—	199

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 1株当たり情報

1. 1株当たり純資産額 2,302 円 99 銭

2. 1株当たり当期純利益 231 円 88 銭

■計算書類

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
2021年4月1日残高	5,158	6,887	18	6,906
事業年度中の変動額				
剩余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分 (新株予約権の行使)			△8	△8
譲渡制限付株式報酬			15	15
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	6	6
2022年3月31日残高	5,158	6,887	25	6,913

利益準備金	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	別途積立金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年4月1日残高	593	11,740	14,861	27,195	△1,623
事業年度中の変動額					
剩余金の配当			△1,629	△1,629	△1,629
当期純利益			5,255	5,255	5,255
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分 (新株予約権の行使)				43	34
譲渡制限付株式報酬				52	68
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	3,626	3,626	95
2022年3月31日残高	593	11,740	18,488	30,821	△1,528
					41,365

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券	評価・換算差額等 評価差額金		
2021年4月1日残高	9,473	9,473	149	47,259
事業年度中の変動額				
剩余金の配当				△1,629
当期純利益				5,255
自己株式の取得				△1
自己株式の処分 (新株予約権の行使)				34
譲渡制限付株式報酬				68
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	△1,033	△1,033	△34	△1,068
事業年度中の変動額合計	△1,033	△1,033	△34	2,659
2022年3月31日残高	8,439	8,439	114	49,919

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

##### (2) 棚卸資産

未成工事支出金 個別法に基づく原価法

その他の棚卸資産 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～45年

構築物 10年～50年

工具器具・備品 2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

ソフトウェア（販売用） 3年

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保、アフターサービス等の費用に充てるため、過去の実績等を勘案して見積った額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失を見積った額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたっては、期間定額基準によっております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

##### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、進捗度に応じて収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

##### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

#### 3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「3. 収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、注記を省略しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたる履行義務の充足による完工工事高 77,638百万円  
工事損失引当金 555百万円

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

#### 5. 貸借対照表関係

##### 1. 保証債務

SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED の主に受注 工事に係る金融機関からの契約履行に対する保証	183 百万円
SNK (ASIA PACIFIC) PTE. LTD. の主に受注 工事に係る金融機関からの契約履行に対する保証	185 百万円
新日空工貿（上海）有限公司の金融機関からの 手形債務に対する保証	181 百万円

##### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	536 百万円
短期金銭債務	510 百万円

#### 6. 損益計算書関係

##### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高 完工工事高	384 百万円
仕入高	2,088 百万円
その他	255 百万円
営業取引以外の取引による取引高 受取配当金	1,012 百万円
その他	26 百万円

#### 7. 株主資本等変動計算書関係

##### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 965,524 株

#### 8. 税効果会計

##### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因是、未払従業員賞与、工事損失引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、その他有価証券評価差額金であります。

#### 9. 1株当たり情報

1. 1株当たり純資産額 2,136 円 01 銭

2. 1株当たり当期純利益 225 円 53 銭